

P T A 慶 弔 規 定

本校 P T A は、生徒および会員の吉凶に対し、慶弔の意を表すため、次の規定を定める。

- 1 生徒が死亡した時は、保護者代表および生徒全員が葬儀に参列し、香典として 10,000 円と花輪一對をおくる。
- 2 生徒が不慮の災厄に遭遇したときは、その程度により運営委員会にはかり、適当なお見舞いをおくる。
- 3 会員が死亡したときはその旨を会長に連絡し、会長又は副会長が葬儀に参列し、香典として 10,000 円と花輪一對をおくる。
(教師の親が死亡したときは、香典 5,000 円と花輪一對をおくる。)
- 4 特別な場合は、運営委員会にはかり適切な処置をとる。
- 5 教師が 1 か月以上病欠勤したときは、代表者がこれを見舞い見舞品料として 10,000 円をおくる。
- 6 教師の転退職に対しては、下記の規準により、記念品料を贈呈する。
 - (1) 本校在職年数 1 年以下のときは 2,000 円。
 - (2) 本校在職年数 1 年を超えるときは、1 年を増すごとに 1,000 円を加算する。
- 7 校内および校外における生徒の模範とするにたる善行が認められたときは、運営委員会にはかり、これを表彰する。
 - (1) 善行の場合。
 - (2) 運動面で全国大会入賞の場合。
 - (3) 文化面で全国大会入賞の場合。
 - (4) その他必要と運営委員会で認められた場合。
- 8 本会の会員で、本会発展のために顕著な功績があったと認められたときは、運営委員会にはかり、感謝状と記念品をおくる。

<付 記> 本規定は、平成 24 年 4 月 29 日より改正実施する。